

組合立静岡県中部看護専門学校教育課程編成委員会設置要綱

(設置)

第1条 組合立静岡県中部看護専門学校は、組合立静岡県中部看護専門学校学則第19条の規定に基づく教育課程の編成について、看護分野に関する専門的な知見からの意見を聴取し、もって同校の職業教育の水準の維持向上を図るため、組合立静岡県中部看護専門学校教育課程編成委員会（以下「編成委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 編成委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育課程の編成に必要な意見交換を行うこと。
- (2) 前号に掲げるもののほか、校長が必要であると認める事項

(組織)

第3条 編成委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、組合立静岡県中部看護専門学校の副校長（以下「副校長」という。）をもって充てるほか、次に掲げる者のうちから校長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 組合立静岡県中部看護専門学校の職員
- (2) 看護分野に関し知見を有する団体の役員又は職員
- (3) 焼津市立総合病院、藤枝市立総合病院及び榛原総合病院の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 編成委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、副校長をもって充てる。
- 3 委員長は、編成委員会の会務を総理し、会議を代表する。
- 4 委員長は、編成委員会の議長となる。

(会議)

第6条 編成委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 編成委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことはできない。
- 3 編成委員会の会議は、年2回開催する。ただし、委員長が特に必要があると認めるときは、臨時に開催することができる。

(庶務)

第7条 編成委員会の庶務は庶務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、編成委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。